

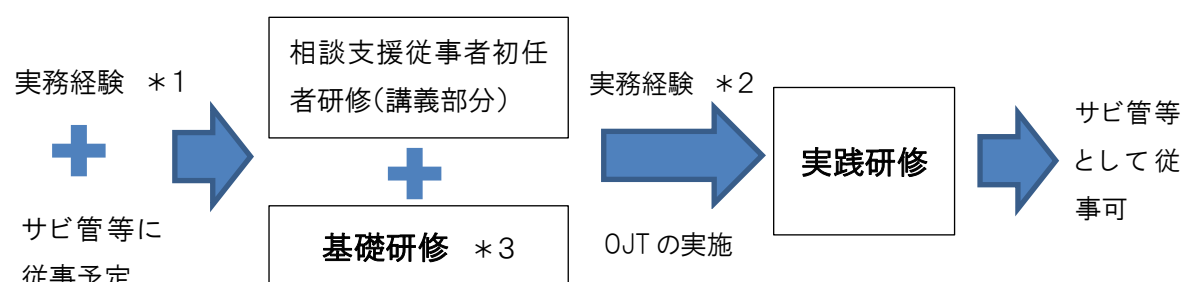
## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の改正について

平成31年度から、サービス管理責任者等研修の体系が改定されました。

### 【改正点】

●平成30年度まではサービス管理責任等研修修了後、直ぐにサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができましたが、平成31年度以降は、サービス管理責任者等基礎研修を受講した後、必要な実務経験を有したうえで、同実践研修を修了し、初めてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができます。

### 平成31年度（令和元年度）以降のサービス管理責任者等研修の流れ



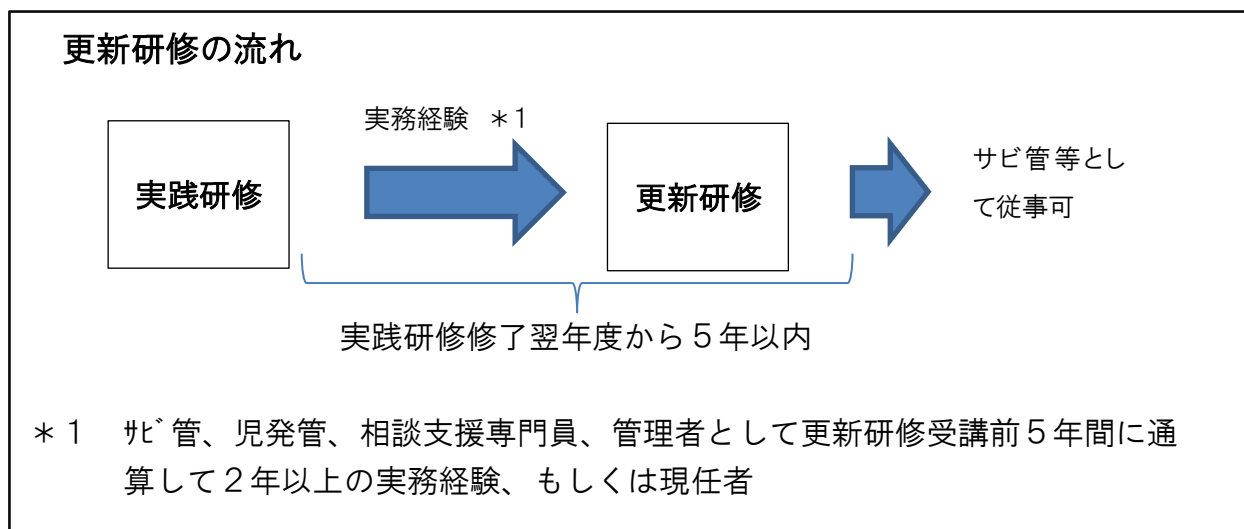
- \* 1 実務経験は別紙2, 3をご参照ください。
- \* 2 基礎研修修了日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上の実務経験。
- \* 3 基礎研修は、実務経験要件に2年満たない段階から受講できます。

・ 基礎研修修了者は、2人目以降のサービス管理責任者等としての配置が可能となり、個別支援計画の原案の作成ができます。（配置時の取り扱いの緩和）

《経過措置》 ※平成31年度（令和元年度）～令和3年度受講者に限る。

・ 基礎研修受講時に実務経験要件を満たしている場合は、基礎研修修了後にサービス管理責任者等とみなされ、従事することができます。

●更新研修が創設され、実践研修の修了翌年度から5年以内に更新研修を受ける事が必要となります。また、更新研修の受講にあたっては、実践研修修了後に2年以上の実務経験が必要となります。



《経過措置》

・平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方は、平成35年度（令和5年度）までに更新研修を受講することになります。（実務経験不問）

なお、三重県では、令和5年度までは以下のとおり年度ごとに更新研修受講対象を設定します。

- 令和2年度更新研修対象者  
対象者：H21～23年度にサービス管理責任者等研修受講者
- 令和3年度更新研修対象者  
対象者：H24～26年度にサービス管理責任者等研修受講者
- 令和4年度更新研修対象者  
対象者：H27～28年度にサービス管理責任者等研修受講者
- 令和5年度更新研修対象者  
対象者：H29～30年度にサービス管理責任者等研修受講者

※複数分野でサビ管研修を受講されている場合、対象となる受講年度は、最初に受講された年度とします。

- 直接支援業務による実務経験要件が10年から8年に緩和されました。
  
- 平成30年度までは分野ごとに研修を実施していましたが、平成31年（令和元年）度以降は基礎研修、実践研修、更新研修すべてにおいて、全分野共通の研修となります。
  
- 平成30年度までにサービス管理責任者等研修を受講した方は、平成31年（令和元年）度以降はすべての分野のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができます。  
ただし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は実務経験要件に違いがありますので、ご注意ください。